

リハビリテーション専門職団体協議会 回答

○ 障害児・者や高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしをつづけることができるために、リハビリテーション専門職の人材育成の支援

1. 女性が活躍できる社会環境の構築に向けてリハビリテーション専門職の復職支援を推進されたい。

(答)

医療施設に勤務する女性のリハビリテーション専門職の復職支援について厚生労働省が支援することは、その必要性も含め現場の状況等を把握するために関係団体と話し合っています。

なお、女性医療従事者の復職支援等について、都道府県から要望があった場合には、地域医療介護総合確保基金の活用が可能となっています。

(医政局医事課・渡會・連絡先：03-5253-1111・内線 2568)

2. 地域包括ケアシステム推進のためのリハビリテーション推進のためのリハビリテーション専門職の人材育成を推進されたい。

答

1. 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築の実現を推進しており、今後の社会の高齢化を見据えた取り組みとしては、特に介護予防の推進が重要です。効果的な介護予防のアプローチを実践するため、地域支援事業における「地域リハビリテーション活動支援事業」を通して、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進しているところです。

2. 具体的に平成27年度の取り組みとして、

・地域医療介護総合確保基金における「介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業」

・高齢者日常生活支援等推進費（介護保険事業費補助金）における「介護予防市町村支援事業」

の研修等において、支援を行っており、今後もこれらの取り組みが継続できるよう努めてまいります。

【参考】**○「高齢者の地域における新たなリハビリテーションの在り方検討会報告書」
(指適部分の抜粋)****6. リハビリテーションに関する人材の資質向上**

- 現在の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、平均年齢が約 32 歳という若い職種である。このような状況下で、リハビリテーション専門職としての質の向上をいかに図るのかという視点を強調する必要がある。卒前教育の在り方や現場において、指導者を置く、指導者を育てる、チームの一員としての教育・チームで質向上を図る、等の取組の在り方を考える必要がある。
- また、卒後教育において、喫緊の課題に係る介護保険領域におけるリハビリテーションを学ぶ機会が不足しているとの意見がある。このような状況下で、リハビリテーション専門職の質の向上をいかに図るかが課題である。ついては、全体の質の向上のための研修の在り方や指導者の養成などキャリアアップ制度の検討も必要である。

**○地域医療介護総合確保基金における「介護予防の推進に資する O T、P T、
S T 指導者育成事業」の平成 27 年度取り組み状況
取組都道府県数：全都道府県において実施****○介護保険事業費補助金における「介護予防市町村支援事業」の研修等の実施状況：44 都道府県において実施**

(老健局老人保健課・福本、村井・連絡先 03-5253-1111・内線 3943、3946)

4. 大震災に対するリハビリテーション支援の普及および人材育成の支援を推進されたい。

答

1. 災害時には、高齢者の不活発病を予防し、自立した日常生活を継続できるように、環境への働きかけや介護予防のプログラムなどの助言指導を行うリハビリテーション専門職による支援は重要であり、地域リハビリテーションを行える専門職を十分に確保する必要があります。
2. 災害時に備えた訓練や教育等については、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会等の職能団体においても実施していただき、これらの取り組みを推進する観点から、地域医療介護総合確保基金における「介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業」により地域リハビリテーションを行える専門職の人材育成の支援を通じて、大規模災害に対応できるリハビリテーション体制の構築を推進してまいります。

(老健局老人保健課・福本、村井・連絡先 03-5253-1111・内線 3943、3946)

○ 世界の高齢化に対応できるリハビリテーション技術の海外移転の支援 (要望総額 3 億円)

(答)

我が国は、国民皆保険の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成しました。長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題であることから、医療の国際展開のため、厚生労働省と各国の保健省との協力関係の構築を進めています。

関係国の医療水準向上のため、我が国の医療についての技術移転や知見共有等を目的として、厚生労働省では、今年度より「医療技術等国際展開推進事業 (3.7 億円)」を開始しました。同事業は、国立国際医療研究センターが中核となって、医療機関や大学、企業、学術団体、職能団体等と連携して、諸外国の医療関係行政官や医療従事者等に対して、現地もしくは日本で行う研修を支援しています。

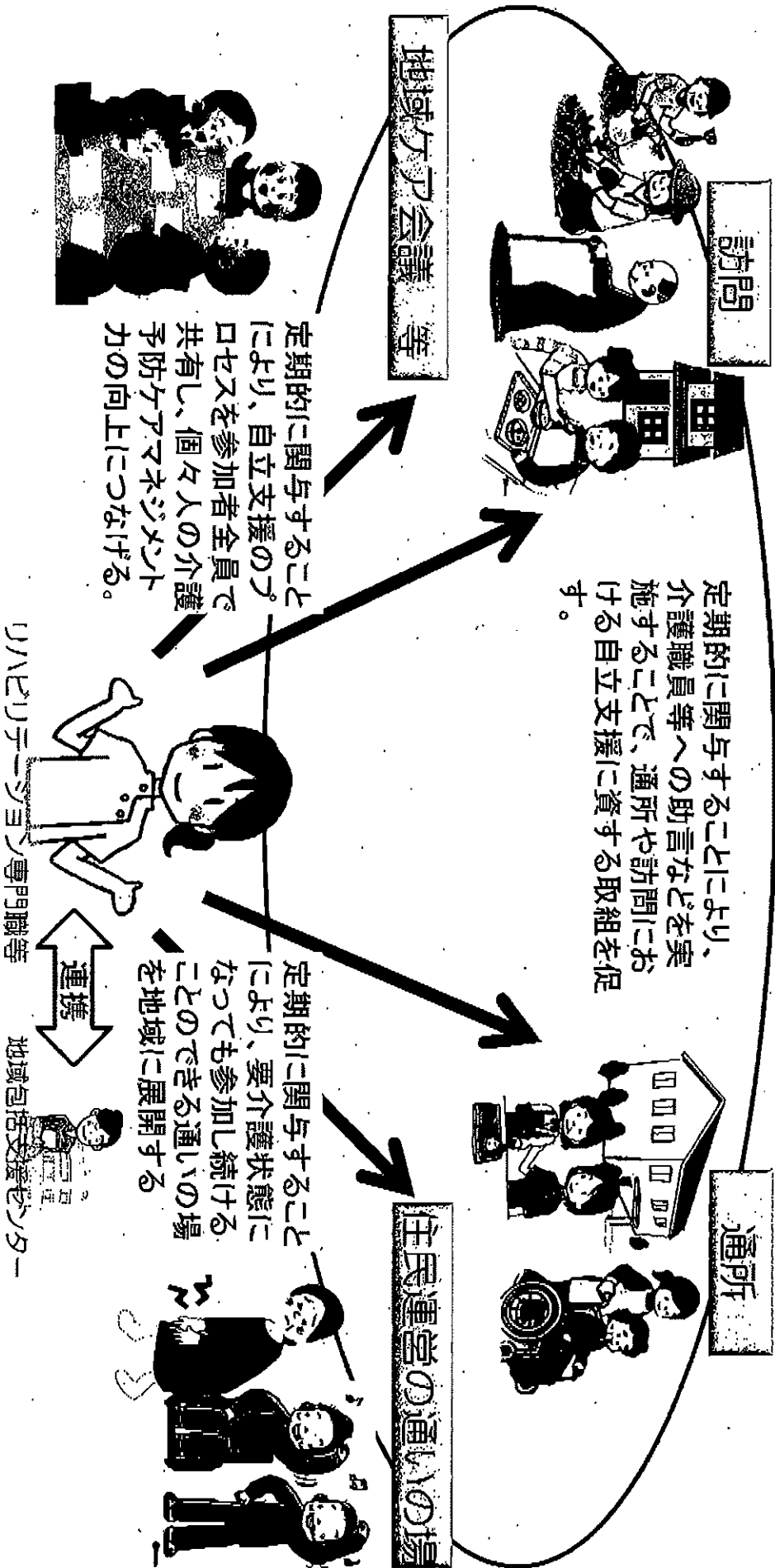
厚生労働省は、こうした取組を通じて、引き続き医療の国際展開に取り組んでいきます。

(医政局総務課医療国際展開推進室・山田・連絡先：03-5253-1111・内線 4103)

(老健局老人保健課・福本、村井・連絡先 03-5253-1111・内線 3943、3946)

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービ担当会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービ担当会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

リハビリテーション専門職等を活かした介護予防の機能強化

市町村

地域支援事業

＜H27年度～ 地域リハビリテーション活動支援事業＞

- ・地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

都道府県

介護予防市町村支援事業

＜H26年度～ リハビリテーション専門職等の広域派遣調整＞

- ・リハビリテーション専門職等の広域的な派遣調整
- ・派遣にあたり、市町村事業等に必要な知識（活動と参加に焦点を当てた研修コース）を習得させるための研修

地域医療介護総合確保基金

＜H27年度～ 介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業＞

都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、OT、PT、STに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成する。

関係者

関連団体
(医師会、PT協会、
OT協会、ST協
会等)

国

- ・介護予防の推進
- ・好事例の収集・提供